

## 国立中央青少年交流の家利用団体受入基準

平成20年6月2日  
所長裁定  
令和2年4月1日  
一部改正  
令和5年7月1日  
一部改正

本基準は、独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則第3条第2項の規定に基づき、国立中央青少年交流の家を利用しようとする団体の具体的な取扱いを定めるものである。

### 1. 受け入れに当たっての基本方針

(1) 国立施設としての役割、使命を踏まえ、学校等による利用、青少年及び青少年指導者・関係者の団体・グループの研修活動による利用を優先して受け入れる。

(2) 施設の有効利用を図る観点から、上記(1)の団体・グループの利用に支障をきたさない範囲で成人等一般の団体・グループの研修活動による利用を認める。

### 2. 受け入れ団体の採択基準

利用団体採択の順位は、次のとおりとする。

採択 順位	区 分	備 考
1	学校等による利用 (1) 保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校等の活動 (2) 上記のうち、教育課程における活動（集団宿泊活動等）を優先する。	
2	青少年の教育に関する広域的な研修会、行事等 (1) 広域的組織の青少年団体、青少年教育の指導者団体、同育成団体が主催する研修会、行事等の利用 (2) 青少年の教育に関して行政機関が主催する研修会、行事等の利用	
3	青少年の学校外活動及び青少年グループ・サークルの活動 (1) 青少年の各種グループ・サークル、同指導者の利用 (2) 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校等のクラブ・サークル活動の利用 (3) 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部のクラブ・サークル活動の利用	
4	近隣地域の諸団体等の研修会、行事等 (1) 青少年の教育に関して行政機関、団体、企業等が主催する研修会、行事等の利用 (2) 家族の利用	
5	企業、行政機関等の研修会、行事等	

なお、特に配慮が必要な団体の利用は、これを支援する。

### 3. 宿泊利用団体の受け入れ基準

#### (1) 受け入れ人数の基準

宿泊定員は448名（キャンプ場を除く）とする。但し、利用団体の希望等により、補助ベッド、和室の寝具追加を含め本館の最大収容人数を500名とすることができる。

宿泊棟名	定員
かえで	143
からまつ	65
しらかば	65
つつじ	50
あかまつ	24
さくら	52
けやき	49
合計	448

#### 4. 日帰り利用団体の受け入れ基準

(1) 日帰り利用は、宿泊利用団体の日程調整終了後（利用予定日の概ね一ヶ月前）から宿泊利用に支障がない範囲で受け入れるものとする。

(2) 日帰り利用は、団体区分に関わらず利用申込みの順に受け付けるものとする。

ただし、複数の団体から同時に利用申込みがあった場合は、前記「2」の採択基準に基づき受け付けるものとする。

#### 5. 受け入れを行わない日

(1) 年末年始（12月28日～1月4日）は、受け入れを行わない。

(2) 休館日及び施設等整備の日として所長が別に定める日は受け入れを行わない。